

○八重瀬町公共事業評価監視委員会設置条例

（平成19年6月13日）
（条例第21号）

（設置）

第1条 町が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、八重瀬町公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（担任事務）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、町が実施する公共事業にかかる審議対象事業に関し、町が作成した対応方針案について審議を行い、町長に意見を答申する。

（組織）

第3条 委員会は、6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し又は委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 町政及び地域の実情に精通している公平な立場にある有識者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏な立場で調査審議しなければならない。

（意見の聴取）

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、意見の聴取を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、評価対象事業を所管する課において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第3編 執行機関（八重瀬町公共事業評価監視委員会設置条例）

附 則

(施行期日)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。